

【緊急連絡】 コロナ対策助成金の要点

アマヤ・パートナーズ税理士法人

新型コロナウイルス感染症の被害拡大を受けて、従業員を休ませた場合の助成金や、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援など、雇用関連の助成制度が順次更新されています。

今回の AP 通信では、4 月 22 日現在発表されている、雇用関連の助成制度について主要な項目をご案内いたします。

1. 雇用調整助成金の特例措置

事業の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、休業手当を支給して雇用の維持をした場合には、**休業手当等の一部が助成**されます。

- 休業等の初日が **令和 2 年 1 月 24 日から令和 2 年 7 月 23 日まで** の場合に適用
- **事後提出を可能** とし、提出期間を令和 2 年 6 月 30 日まで延長
- 解雇等を行わない場合、助成率の上乗せ (**中小企業 9/10**、大企業 3/4)
- **雇用保険被保険者でない労働者も助成対象**

2. 持続化給付金

売上が前年同月比 50%以上減少するなどした事業者に対して、一律の**給付金が支給**されます。

- 給付金額：**法人 200 万円**、**個人事業者 100 万円**（昨年 1 年間の売上からの減少分を上限）

計算方法：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12 ヶ月）

3. 小学校との臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

小学校等が臨時休業した場合等に、その保護者に対し年次有給休暇とは別に**有給の休暇を取得させた企業に助成金が支払われます。**

- 臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行うことが必要となった労働者（正規・非正規を問いません）
- 休暇中に支払った**賃金相当額×10/10**（支給額上限は日額 **8,330 円**）
- 令和 2 年 2 月 27 日～3 月 31 日の間に取得した休暇（※対象となる休暇取得の期限を延長し、**令和 2 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に取得した休暇等についても支援を行う予定**）

4. 厚生年金保険料等の猶予制度

- ① 納付すべき保険料等の納期限から **6 ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請**することにより、**分割による納付**が認められる場合があります。
- ② 厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、**管轄の年金事務所を經由して地方(支)局長へ申請**することにより、**納付の猶予**が認められる場合があります。

5. テレワーク助成金（東京都）

テレワーク機器を購入した中小企業に対して、**250 万円までその全額の助成**を受けることができます。

- ・パソコン、タブレット、VPN ルーターなどのテレワーク機器
- ・1 台 10 万円未満
- ・助成金上限額：**250 万円**
- ・申請期限 令和 2 年 5 月 12 日まで

以上、現在コロナ対策として予定・実行されている助成制度です。

具体的な発表の都度、順次最新の情報をお届けしてまいります。

申請等の手続きにつきましては、提携の社労士事務所をご紹介させていただき、迅速な手続きを支援いたします。

新型コロナウイルスの拡散がやまない現在、皆様厳しい状況におかれているかと存じますが、少しでもお役に立てるよう、融資・助成金・税制特例など、会社存続のためにあらゆるご支援・情報提供を行ってまいります。

ご質問等ございましたら、いつでも当税理士法人までご連絡下さい。

facebook・instagram も合わせてご覧ください。

AP の情報を発信しております。是非ご覧ください！

facebook：<https://www.facebook.com/amayapartners/>

instagram：<https://www.instagram.com/amayapartners/?hl=ja>

